

# 田中訪問看護ステーション運営規程

## (事業の目的)

第1条 医療法人田中病院が開設する田中訪問看護ステーション（以下「ステーション」という。）が行う指定訪問看護（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び運営に関する事項を定め、ステーションの看護師その他の従業者（以下「看護師等」という。）が、病気やけが等により家庭において継続して療養を受ける状態にあり、かかりつけの医師が事業の必要を認めた要介護者等に対し、適正な訪問看護を提供する事を目的とする。

## (運営の方針)

第2条 ステーションの看護師等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

4 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

## (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 田中訪問看護ステーション
- 二 所在地 伊勢市曾祢一丁目6番1号

## (従業者の職種、員数、及び職務内容)

第4条 ステーションに勤務する従業者の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者：看護師 常勤1人  
(管理上支障がない場合は、他の職務に従事することができる。)  
管理者は、ステーションの従業者の管理、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の利用の申込みに係る調整、主治医との連携・調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- 二 従業者：看護職員（看護師又は准看護師） 常勤換算方法で12人以上  
看護職員は、訪問看護計画書及び報告書を作成し（准看護師を除く）、訪問看護を担当する。

## (営業日及び営業時間)

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は、事業者である医療法人田中病院従業者就業規程に準じて、定めるものとする。

- 一 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法

- 律に定める祝日、振替休日及び国民の休日ならびに 12月31日から翌年1月3日までを除く。
- 二 営業時間 午前9時から午後5時までとする。
- 三 緊急時の対応 伊勢田中病院を通じて連絡が可能な体制とする。

#### (訪問看護の提供方法)

- 第6条 訪問看護の利用者がかかりつけの医師に申し込み、医師が交付した訪問看護の指示書に基づいて、看護計画書を作成し訪問看護を実施する。
- 2 利用希望者または家族からステーションに直接申し込みがあった場合は、主治医に指示書の交付を求めるよう指導する。
- 3 利用希望者に主治医がいない場合は、ステーションから、伊勢市医師会または伊勢市保健センターに主治医の選択を依頼する。

#### (訪問看護の内容)

- 第7条 訪問看護の内容は次のとおりとする。

- 一 病状・障害の観察
- 二 清拭・洗髪等による清潔の保持
- 三 療養上の世話
- 四 褥瘡の予防・処置
- 五 リハビリテーション
- 六 ターミナルケア
- 七 認知症患者の看護
- 八 療養生活や介護方法の指導
- 九 カテー・テル等の管理
- 十 その他医師の指示による医療処置

#### (利用料等)

- 第8条 訪問看護を提供した場合、基本利用料は、利用者から医療保険、介護保険法に基づく本人負担分を徴収するものとする。

- 2 訪問看護を開始するに当たり、あらかじめ利用者や家族に対し、その趣旨の理解を得ることとする。
- 3 その他利用料として、次の額を徴収する。  
(介護保険給付対象外または医療保険の場合)  
2時間を超える訪問看護料：1時間当たり 1,000円
- 4 訪問看護に要した交通費は実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合は次の額を徴収する。(介護保険給付対象で通常の事業の実施地域内の場合、無料)
- 一 (医療保険の場合)  
ステーションから 1キロメートルにつき 30円
- 二 (介護保険の場合)  
通常の事業の実施地域を出たところから 1キロメートルにつき 30円  
ガソリン価格により変更あり。
- 5 日常生活上必要な物品 実費

- 6 死後の処置料 実費（処置に必要な衛生材料費と手技料）  
利用料（基本利用料を除く）、交通費について支払い困難と管理者が認めた利用者の場合は、減額又は免除する事ができる。

#### （通常の事業の実施地域）

第9条 通常の事業の実施地域は、伊勢市内の区域とする。

#### （衛生管理等）

第10条 事業所は、看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

- 2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
- 一 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
  - 二 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
  - 三 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

#### （緊急時における対応方法）

第11条 看護師等は、訪問看護を実施中に、利用者の急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医及び居宅介護支援事業者に連絡し、適切な処置を行うこととする。

- 2 看護師等は、前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

#### （事故発生時の対応）

第12条 事故発生の際は、直ちにご家族及び居宅介護支援事業者、並びに保険者（市町村）に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

#### （虐待防止に関する事項）

第13条 利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じる。

- 一 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
  - 二 虐待防止のための指針の整備
  - 三 虐待を防止するための定期的な研修の実施
  - 四 前3号に掲げる措置を適正に実施するための担当者の設置
- 2 サービス提供中に、当該事業所従業員又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町に通報する。

### (業務継続計画の策定等)

- 第 14 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
  - 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

### (相談・苦情対応)

- 第 15 条 利用者及びその家族からの相談、苦情を受け付ける窓口を設置し、指定訪問看護に関する相談、苦情等に対して迅速かつ適切に対応する。

### (その他運営についての留意事項)

- 第 16 条 訪問看護ステーションは、社会的使命を充分認識し、従業者の質的向上を図るため研究、研修の機会を設け、また、業務体制を整備する。
- 2 従業者は業務上知り得た秘密を保持する。（また、従業者が業務上知り得た秘密及び個人情報は、従業者でなくなった後においても第三者に漏らさない。）
  - 3 事業所は、適切な指定訪問看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより看護師等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
  - 4 この規定に定める事項の他、運営に関する重要な事項は医療法人とステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

|    |                                |
|----|--------------------------------|
| 附則 | この規定は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。   |
| 附則 | この規定は、平成 16 年 12 月 1 日から施行する。  |
| 附則 | この規定は、平成 21 年 2 月 1 日から施行する。   |
| 附則 | この規定は、平成 22 年 2 月 1 日から施行する。   |
| 附則 | この規定は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。   |
| 附則 | この規定は、平成 26 年 6 月 1 日から施行する。   |
| 附則 | この規定は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。  |
| 附則 | この規定は、平成 26 年 10 月 15 日から施行する。 |
| 附則 | この規定は、平成 26 年 12 月 1 日から施行する。  |
| 附則 | この規定は、平成 27 年 1 月 13 日から施行する。  |
| 附則 | この規定は、平成 27 年 11 月 1 日から施行する。  |
| 附則 | この規定は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。   |
| 附則 | この規定は、平成 29 年 2 月 1 日から施行する。   |
| 附則 | この規定は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。   |
| 附則 | この規定は、平成 29 年 9 月 1 日から施行する。   |
| 附則 | この規定は、平成 29 年 11 月 1 日から施行する。  |

附則 この規定は、平成 30 年 2 月 1 日から施行する。  
附則 この規定は、平成 30 年 7 月 1 日から施行する。  
附則 この規定は、平成 30 年 8 月 1 日から施行する。  
附則 この規定は、平成 30 年 9 月 1 日から施行する。  
附則 この規定は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。  
附則 この規定は、平成 30 年 10 月 22 日から施行する。  
附則 この規定は、平成 30 年 11 月 1 日から施行する。  
附則 この規定は、平成 30 年 12 月 1 日から施行する。  
附則 この規定は、平成 31 年 1 月 1 日から施行する。  
附則 この規定は、平成 31 年 2 月 1 日から施行する。  
附則 この規定は、平成 31 年 3 月 1 日から施行する。  
附則 この規定は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。  
附則 この規定は、令和 2 年 2 月 1 日から施行する。  
附則 この規定は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。  
附則 この規定は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。  
附則 この規定は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。  
附則 この規定は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。  
附則 この規定は、令和 4 年 3 月 1 日から施行する。  
附則 この規定は、令和 5 年 8 月 1 日から施行する。  
**附則 この規定は、令和 6 年 3 月 10 日から施行する。**